平成２５年（フ）第２４７号
横浜市戸塚区柏尾町1352―１　アンシャンテ205、住民票上の住所神奈川県綾瀬市綾西５丁目14番７号
債務者　志村　英晃
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８５号
横浜市緑区鴨居町2477番地３　アドバンス鴨居101号
債務者　谷地　　泉
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８８号
横浜市南区南太田１丁目19番２号　ラフィネ南太田401
債務者　原田　正好
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１号
東京都町田市相原町148番地１プレジャーガーデン橋本304
債務者　新川　　永
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２２号
東京都福生市大字熊川1686番地10ミーブⅡ103号室
債務者　水内　常子
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８９号
東京都八王子市裏高尾町397番地17
債務者　油谷　典生
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２７号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目３番36号
債務者　富田　敏夫
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目３番36号
債務者　富田　律子
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７号
岡山県倉敷市児島小川10丁目10番４―３号、旧住所岡山県倉敷市児島味野３丁目６番24号古谷アパート
債務者　森田　　忠
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７号
岡山県倉敷市林1756番地８
債務者　松本　美香
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４号
岡山市北区久米149番地３　柚ノ木コーポ201、旧住所岡山市北区北長瀬表町２丁目15番20号レオパレスＫｉｂｉｅｎｓｉｓ207号室
債務者　中田　光彦（旧姓林田）
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
沖縄県沖縄市与儀３丁目６番１号　ＳＫマンションＡ棟105号
債務者　太田　悠佳
１　決定年月日時　平成25年３月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８９号
岡山市東区西大寺中野938番地１
債務者　綱嶋千恵子
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
静岡市清水区真砂町２番24号　オ・グラン・ソーレイ211号室
債務者　三浦　俊亮
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５号
静岡市葵区古庄２丁目12番18―103号、旧住所静岡市葵区長沼３丁目９番12―106号
債務者　海瀬　　寛
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部